搬

妕 都道府県知事 真 衠 定による立入検査の に関する法律第21条第2項の規 自動車運転代行業の業務の適正化 查 끈 倂 觓 銀化名名名 IIII 併 囯 耳 継 日 発行 日限り有効 煟 耳 Щ 111 ψ 6.5センチメ 6.5センチメ 第21条 第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰 (自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律抜粋) す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。 金に処する。 させることができる。 帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問 自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若し くは資料の提出を求め、又はその職員に営業所に立ち入り、 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示 げ、指しくは感謝した者 条第1項若しくは第2項の規定による立入検査を拒み、妨 ず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同条第1項若し 虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同 くは第2項の規定による報告若しくは資料の提出について 第21条第1項若しくは第2項の規定に違反して報告をせ 13センチメ

憲